

# 令和6年度 第2回 区長会資料 (資料編)

- 令和7年度新役員名簿・緊急連絡先の提出について・・・P1～4
- 令和7年度事業計画書について・・・・・・・・・・P5
- AED（自動体外式除細動器）設置場所一覧・・・・・・・・P6～7
- コンビニ交付のご案内について・・・・・・・・・・P8
- マイナンバーカードの健康保険証利用について・・・・P9
- 転出届のオンライン提出（マイポータル）について・・・・P10～11
- ごみの分別区分の一部変更について・・・・・・・・P12
- ごみ分別アプリ「さんあ～る」について・・・・・・・・P13～14
- ごみの学習会（出前講座）について・・・・・・・・P15～16
- ごみステーション等整備事業補助金について・・・・P17
- ごみ散乱防止ネット購入助成について・・・・・・・・P18
- 民生委員・児童委員の概要・・・・・・・・・・P19～20
- 除雪作業の協力について・・・・・・・・・・P21
- 空き家バンクについて・・・・・・・・・・P22
- 集落向け補助制度一覧表・・・・・・・・・・P23～32
- 移動図書館車巡回予定表について・・・・・・・・P33
- 八頭町福祉相談支援センター ほっと・・・・・・・・P34～35
- 家計改善支援事業について・・・・・・・・・・P36～37
- 鍛冶屋温泉について・・・・・・・・・・P38～39

令和6年11月28日

区長（自治会長） 各 位

八頭町長 吉田英人  
（ 公 印 省 略 ）

令和7年度新役員名簿・災害時等の緊急連絡先の提出について  
（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落におかれましては役員改選の時期と思われるので、新区長（新自治会長）様におかれましては、区長文書発送の都合上、取り急ぎ電話等でご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、災害が発生するおそれのある場合など、区長（自治会長）様と連絡を密にし、避難所の開設、住民の避難などの対応を行うため、「災害時等の緊急連絡先」につきましても、ご提出していただきますよう併せてお願いいたします。

今後とも引き続きご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

#### ○区長名簿の提供について

各集落からご報告いただきました名簿について、区長会代表者・国、県の関係機関・公共工事の請負業者・警察・JR・中国電力等からの公共性が高いと認められる情報提供依頼があった場合は、区長（自治会長）様の連絡先を提供することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

総 務 課 電話 76-0201 FAX 73-0147  
船岡住民課 電話 72-0044 FAX 73-0290  
八東住民課 電話 84-1222 FAX 84-2818

## 令和 年度 役員報告書

| 集落名           |    |            | 町報等の配布世帯数           |              | 世帯               |    | 班数  |
|---------------|----|------------|---------------------|--------------|------------------|----|-----|
|               |    |            | 町報等の配布予備            | 必要（1部・2部）・不要 |                  | 班  |     |
| 役員名           |    | 氏名・住所・電話番号 |                     | 性別           | 任期               | 該当 | 担当課 |
| 区長            | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 総務課<br>76-0201   |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
| 自治会長          | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 携帯 |            |                     |              |                  |    |     |
| 自警団長          | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 防災室<br>76-0203   |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 携帯 |            |                     |              |                  |    |     |
| 公民館長          | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 船岡八東         | 中央公民館<br>72-3113 |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
| 農事実行組合長       | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 産業観光課<br>76-0208 |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
| 婦人会長<br>(世話役) | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 社会教育課<br>84-1232 |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
| 体育委員          | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 社会教育課<br>84-1232 |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |
| 健康づくり<br>推進委員 | 氏名 | 男・女        | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町           | 保健課<br>72-3566   |    |     |
|               | 住所 |            |                     |              |                  |    |     |
|               | 電話 |            |                     |              |                  |    |     |

| 役員名                     | 氏名・住所・電話番号 | 性別  | 任期                  | 該当       | 担当課                      |
|-------------------------|------------|-----|---------------------|----------|--------------------------|
| 老人クラブ<br>会長             | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町       | 福祉課<br>72-<br>3586       |
|                         | 住所         |     |                     |          |                          |
|                         | 電話         |     |                     |          |                          |
| 環境美化<br>推進員             | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 全町       | 町民課<br>76-<br>0205       |
|                         | 住所         |     |                     |          |                          |
|                         | 電話         |     |                     |          |                          |
| 人権教育<br>(同和教育)<br>部落推進員 | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 郡家<br>船岡 | 人権<br>推進課<br>84-<br>1228 |
|                         | 住所         |     |                     |          |                          |
|                         | 電話         |     |                     |          |                          |
| 交通安全<br>推進員<br>(交通安全協会) | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 | 八東       | 防災室<br>76-<br>0203       |
|                         | 住所         |     |                     |          |                          |
|                         | 電話         |     |                     |          |                          |

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職についても性別の記載（○印）をお願いします。

| 役職名 | 性 別 |
|-----|-----|
| 副区長 | 男・女 |
| 会計  | 男・女 |

## 災害時等の緊急連絡先

|        |  |          |    |
|--------|--|----------|----|
| 優先順位 1 |  | 区長(自治会長) |    |
| 優先順位 2 |  | 住所       | 氏名 |
| 役職     |  |          | 携帯 |
| 優先順位 3 |  | 住所       | 氏名 |
| 役職     |  |          | 携帯 |

- ・ 時間外に役場へ提出される場合は、本庁舎の宿日直員へ預けてください。
- ・ メール・FAXでの報告も可能です。

|                  |           |                                                |
|------------------|-----------|------------------------------------------------|
| メールアドレス<br>FAX番号 | 総 務 課     | yazu-soumu@town.yazu.tottori.jp<br>FAX 73-0147 |
|                  | 船 岡 住 民 課 | fn-jyumin@town.yazu.tottori.jp<br>FAX 73-0290  |
|                  | 八 東 住 民 課 | ht-jyumin@town.yazu.tottori.jp<br>FAX 84-2818  |



## (新役員報告書追加欄)

| 役員名 | 氏名・住所・電話番号 | 性別  | 任期                  | 該当 | 担当課 |
|-----|------------|-----|---------------------|----|-----|
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |
|     | 氏名         | 男・女 | 年 月 日<br>～<br>年 月 日 |    |     |
|     | 住所         |     |                     |    |     |
|     | 電話         |     |                     |    |     |

令和 年 月 日

## 令和7年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名( )  
区長(自治会長)名( )

| 区分            | 施 設 名            | 計 画 内 容                                       |
|---------------|------------------|-----------------------------------------------|
| ①<br>集会所改修等   | <例>集会所、広場、遊具、倉庫等 | <例> 必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円 等 |
| ②<br>消防施設整備補助 | <例>ホース〇本         | <例>〇〇円×〇本 概算事業費〇万円 等                          |
| ③<br>防犯灯設置補助  | <例>新設、修繕〇か所      | <例> 必要な理由、概算事業費〇〇万円 等                         |
| ④<br>カーブミラー   | <例>新設、修繕〇か所      | <例> 必要な理由、概算事業費〇〇万円 等                         |

※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。

※ この事業計画書を提出していただいた集落には、4月頃に「補助申請の案内文書」を送付いたします。(事業実施前に申請書の提出をお願いします。)

※ 事業実施の際には事前に担当課へご相談願います。

※ 計画書は、令和7年1月31日(金)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出願います。

※ 詳しくは、総務課(76-0201)へお問い合わせ願います。

## AED(自動体外式除細動器) 設置場所一覧

| 地域   | 施設名                  | 住所             |
|------|----------------------|----------------|
| 郡家地域 | 八頭町役場 本庁舎            | 八頭町郡家493番地     |
|      | 郡家第一・第二分団 消防車庫       | 八頭町郡家626番地15   |
|      | 郡家第三分団 消防車庫          | 八頭町下津黒84番地15   |
|      | 郡家東保育所               | 八頭町稲荷167番地     |
|      | 郡家保育所                | 八頭町郡家71番地1     |
|      | 国中保育所                | 八頭町石田百井3番地2    |
|      | 子育て支援センター            | 八頭町郡家殿281番地3   |
|      | 郡家西小学校               | 八頭町郡家541番地     |
|      | 郡家東小学校               | 八頭町稲荷310番地     |
|      | 八頭中学校                | 八頭町郡家296番地     |
|      | 中央公民館                | 八頭町宮谷80番地      |
|      | 郡家西地区公民館             | 八頭町郡家559番地     |
|      | 郡家東地区公民館             | 八頭町稲荷195番地1    |
|      | 郡家人権啓発センター           | 八頭町土師百井        |
|      | 郡家野球場                | 八頭町郡家385番地3    |
|      | 郡家武道場                | 八頭町郡家192番地1    |
|      | 郡家体育館                | 八頭町郡家286番地2    |
|      | 八東川水辺プラザ河川公園         | 八頭町久能寺1179番地1外 |
|      | 大御門体育センター            | 八頭町郡家殿261番地    |
|      | 郡家ふれあいドーム            | 八頭町下門尾180番地    |
|      | 郡家保健センター             | 八頭町宮谷254番地1    |
|      | 東郡家地区福祉施設            | 八頭町門尾31番地1     |
|      | 上私都地区福祉施設            | 八頭町麻生188番地1    |
|      | 中私都地区福祉施設            | 八頭町下津黒87番地5    |
|      | 下私都地区福祉施設            | 八頭町大坪69番地1     |
|      | 安徳の里姫路公園             | 八頭町姫路12番地      |
|      | 郡家駅コミュニティ施設ぷらっとぴあ・やず | 八頭町郡家648番地6    |
|      | 物産館みかど               | 八頭町大門389番地1    |
|      | わんぱく児童クラブ            | 八頭町久能寺687番地    |

## AED(自動体外式除細動器) 設置場所一覧

| 地域   | 施設名                  | 住所           |
|------|----------------------|--------------|
| 船岡地域 | 八頭町役場 船岡庁舎           | 八頭町船岡539番地   |
|      | 船岡第一・第二分団 消防車庫       | 八頭町船岡539番地1  |
|      | 船岡保育所                | 八頭町坂田30番地    |
|      | 船岡小学校                | 八頭町坂田11番地    |
|      | 船岡地区公民館              | 八頭町船岡539番地1  |
|      | 隼Lab.                | 八頭町見槻中154番地2 |
|      | 済美地区公民館              | 八頭町船岡殿426番地  |
|      | 大江地区公民館              | 八頭町下野335番地1  |
|      | 船岡人権啓発センター           | 八頭町坂田        |
|      | 隼プール                 | 八頭町見槻中149番地2 |
|      | 船岡トレーニングセンター         | 八頭町坂田409番地1  |
|      | 船岡地区福祉施設             | 八頭町船岡539番地1  |
|      | 隼国民体育館               | 八頭町見槻中76番地   |
|      | 船岡保健センター             | 八頭町船岡殿159番地  |
|      | 済美地区福祉施設             | 八頭町船岡殿426番地  |
|      | 大江地区福祉施設             | 八頭町大江30番地    |
|      | 船岡竹林公園               | 八頭町西谷564番地1  |
| 八東地域 | 八頭町役場 八東庁舎           | 八頭町北山63番地1   |
|      | 八東第一分団 消防車庫          | 八頭町才代150番地2  |
|      | 八東第二分団 消防車庫          | 八頭町北山59番地16  |
|      | 八東第三分団 消防車庫          | 八頭町安井宿422番地1 |
|      | 八東保育所                | 八頭町安井宿1346番地 |
|      | 八東小学校                | 八頭町富枝6番地1    |
|      | 中央人権啓発センター           | 八頭町才代        |
|      | 安部地区福祉施設             | 八頭町安井宿713番地1 |
|      | 丹比地区公民館              | 八頭町北山48番地1   |
|      | 八東総合運動公園             | 八頭町徳丸528番地   |
|      | 八東ふれあいスポーツセンター       | 八頭町安井宿423番地1 |
|      | 八東小学校体育館             | 八頭町富枝6番地1    |
|      | 八東体育文化センター           | 八頭町富枝10番地1   |
|      | 八東保健センター(男女共同参画センター) | 八頭町徳丸578番地1  |
|      | 八東ふるりの森              | 八頭町妻鹿野1572番地 |
|      | 芸術文化交流プラザ            | 八頭町安井宿1346番地 |

マイナンバーカードがあれば

# え!? コンビニで 住民票が取れる!?

マイナンバーカードを使って  
「住民票の写し」や「各種証明書」を  
全国のコンビニ等で取得できます。

いつでも! どこでも! 簡単に!

## 利用できる店舗

- ◇ ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなど

※マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。▶

## 利用時間

- ◇ 午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日とメンテナンス日はご利用いただけません)



※ご利用には4桁の暗証番号が必要です。

※利用者証明用電子証明書が搭載されてないとご利用できません。



コンビニで  
各種証明書が  
取得できるから  
便利です!

証明書取得後のデータは一切残りませんので、ご安心ください

- ◇ 交付手数料は窓口申請時より**50円安くなります。**

| 取得できる証明書 | 取得できる範囲           | 手数料   |
|----------|-------------------|-------|
| 住民票の写し   | 本人及び同一世帯のみ        | 250 円 |
| 印鑑登録証明書  | 八頭町で印鑑登録されている本人のみ | 250 円 |
| 所得課税証明書  | 本人のみ(最新のものに限る)    | 250 円 |

※一通の価格です

# マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます！

どうやって使うの？

スッと置いて  
ピッと認証！

とっても簡単！

受付

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認！

どこで使えるの？

利用できる医療機関・薬局は下のステッカーやポスターが目印です。  
また、厚生労働省HPでも案内しています。

マイナ受付  
対応しています  
※マイナカードを提示し、マイナポータルで顔認証を行うことで、マイナカードが健康保険証として使えます。

マイナ受付  
ステッカー

マイナポータル  
ポスター

厚生労働省  
ホームページ

## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



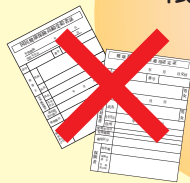
マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

## 利用には申込が必要です 申込はカンタン！

### ●スマホ(PC)で申込

準備するもの

- ①申込者本人のマイナンバーカード+暗証番号(数字4桁)
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③アプリ「マイナポータルAP」のインストール



●セブン銀行ATMでも申込できる！

●八頭町役場町民課／船岡住民課／八東住民課窓口でも申込できる！

申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分



## よくある質問

Q

マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか？

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます

Q

代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか？

同一世帯に属する方が代理人であれば  
手続可能です  
(例)大学進学時に子どもが一人暮らしを始める際、親が手続をするケース  
同一世帯に属さない方は代理で手続できません

Q

同一世帯の家族などの届出と一緒にできますか？

同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただくことができます

Q

今後、転出届を提出する場合は、必ずマイナポータルから提出することになるのですか？

これまでどおり、窓口での提出や郵送による提出も可能です

詳しくはデジタル庁ホームページをチェック！ ➡



本サービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ  
マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

受付時間

平 日:9時30分～20時00分  
土日祝:9時30分～17時30分(年末年始を除く)

(本サービスに関するお問い合わせについては、音声ガイダンスに従い「4番:マイナポータル」を指定してください)  
(紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付しています)

## ご存じですか？

2023年2月6日スタート！

マイナンバーカードをお持ちの方は、  
マイナポータルから**転出届**を  
オンラインで提出できます！



### いままで



(原則)対面で  
転出届を提出

これまでの住所の  
市区町村窓口

対面で  
転入届を提出

引越し先の市区町村窓口

引越し前後で  
両方の窓口に行くのは大変…



マイナポータルを利用すれば…

### これから



オンライン※で  
転出届を提出

これまでの住所の  
市区町村窓口

※届出内容に不備がある場合等、  
来庁が必要となる場合があります

対面で  
転入届を提出

引越し先の市区町村窓口

引越し先の  
窓口だけに行けばOK！



マイナポータルへの  
アクセスはこちら➡

(ご利用には別途マイナポータル  
アプリのダウンロードが必要です)



デジタル庁



マイナポータルから転出届を提出する

## 3つのメリット

**オンラインで  
できる！**

(これまでの住所の市区町村  
窓口で原則行かなくてよい)

**いつでも  
できる！**

(窓口開庁時間を  
気にせず手続きできる)

**手続漏れ・持ち物  
忘れを防止できる！**

(引越し先の市区町村窓口で  
必要な手続や持ち物がわかる)

日本全国どこに引越す時も使えるよ！  
世帯での引越しでも使えるよ！



オンラインで簡単に！

## 手続の流れ

**STEP1** マイナポータルへアクセス

**STEP2** 届出情報等の入力

**STEP3** 電子署名 & 送信

**手続完了！**

- ✓ 市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください。
- ✓ マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください。

準備するもの

- ☑ 電子証明書が有効なマイナンバーカード  
(暗証番号が必要になります)
- ☑ マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)
- ☑ 連絡先電話番号
- ☑ 新しい住所

## こんな時に便利！～急な引越し編～

急な引越しが決まった時にも…

- 急に転勤が決まったけど、引継ぎもあるし平日に休める日がない
- 引越しまで時間が無いから土日は新居探しや荷造りに充てたいなあ



**24時間365日※、時間を気にせず手続きできるから  
平日の仕事終わりなど、すき間時間に転出届が可能！**

※システムメンテナンス等により利用できない場合もございます。その場合はマイナポータル等でお知らせします

## こんな時に便利！～小さなお子様がいる編～

小さなお子様がいるご家庭でも…

- 小さな子どもを連れて遠くの窓口に行くのは大変
- 今の時期は窓口が混んでいるから、子どもが待ってられるかなあ



**マイナポータルから手続すれば  
転出届のために市区町村窓口に行く必要ナシ！※**



# 令和6年4月から ごみの分別区分が一部変わりました！

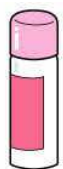
令和6年4月1日より、ごみの分別区分が一部変更になりました。  
適正に分別して、ごみステーションに出していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 変更内容

- ①「スプレー缶」、「カセットボンベ」、「ライター」、「小型充電式電池使用製品」⇒「**有害ごみ(新設)**」
- ②「白色トレイ(廃止)」⇒「**プラスチックごみ**」

### ○令和6年3月31日まで

#### 小型破砕ごみ



スプレー缶



カセットボンベ

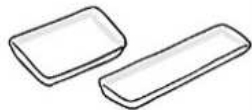


ライター



小型充電式電池使用製品  
(※電池の取り外しが困難なもの)

#### 白色トレイ



食品用発泡スチロールトレイ(白色のみ)



### ○令和6年4月から

#### 有害ごみ(新設)

- ・スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、使い切るかガス抜きをして必ず中身を空にして出してください。
- ・スプレー缶、カセットボンベの穴開けは不要です。(※穴を開けてしまったものでも「有害ごみ」に出してください。)
- ・中身があるものは、回収できません。
- ・中身を使い切れない場合は、次の場所に直接、お持ちください。

- ・鳥取県東部環境クリーンセンター(鳥取市伏野2220)  
Tel.0857-59-1802 (※有料)
- ・八頭町役場各庁舎設置の回収ボックス(※ライターのみ)

- ・収集頻度は、月1回です。
- ・袋に入れず、直接、収集カゴに入れて下さい。

#### プラスチックごみ

- ・軽く水洗いして、指定ごみ袋に入れて出して下さい。
- ※色付きトレイは、従来どおり「プラスチックごみ」です。

## 注意

※穴を開けてしまったスプレー缶やガスボンベも「有害ごみ」です。  
「小型破砕ごみ」ではありません！！

## お問い合わせ

八頭町役場町民課(☎0858-76-0205 FAX0858-73-0147)



# 八頭町ごみ分別アプリ 令和5年8月より配信開始！

## さんあ〜る<sup>®</sup> for iPhone for Android

### 「ごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか？」

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。  
ぜひ、ご利用ください。



#### 分別検索

- ごみの品目名から、分別方法を検索できます。

#### ごみ分別ガイド

- 詳しいごみの分別、出し方や注意点を確認できます。

#### 収集日カレンダー

- お住まいの地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。
- アラームで収集日を知らせる機能があります。

#### 通知機能

- ごみに関する情報を確認できます。

お問い合わせ 八頭町役場町民課  
TEL0858-76-0205 FAX0858-73-0147

## アプリのインストール



各ストアより「さんあーる」で検索し  
ダウンロードしてください  
右記のQRコードでもダウンロードできます



## 初期設定

| 都道府県選択     |
|------------|
| 京都府        |
| 大阪府        |
| 兵庫県        |
| 奈良県        |
| 和歌山県       |
| <b>鳥取県</b> |
| 島根県        |
| 岡山県        |



| 自治体選択      |
|------------|
| 境港市        |
| 大山町        |
| 三朝町        |
| <b>八頭町</b> |
| 米子市        |



郡家地域  
姫路  
備考：郡家1コース

上記住所のごみ収集パターンを設定しますがよろしいですか？  
この設定は後から設定画面で変更できます。

<免責事項>  
アプリケーションに掲載されている情報の正確さには万全を期していますが、自治体、開発会社は利用者がこのアプリケーションの情報を利用して行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。いかなる場合でも、利用者がこのアプリケーションを利用したことにより被った損害及び損失について、自治体、開発会社は何ら責任を負うものではありません。

**OK**

都道府県「鳥取県」→自治体「八頭町」→  
お住いの集落（アパート）を選択してくだ  
さい

選んだ住所を確認して「OK」  
をタップしてください

## 通知設定

ごみ出し日通知

当日 07:00 ☒

[【当日通知】 対象ごみの変更>](#)

前日 通知なし ☐

[【前日通知】 対象ごみの変更>](#)

☒ 個別通知 ☐ 一括通知 [?](#)

インフォメーション通知 ☒

「メニュー」→「設定」から

ごみ出し日の通知のON/OFFの設定と  
通知対象のゴミ及び通知時間の設定が  
可能です。

インフォメーション通知をONにするこ  
とで八頭町からのお知らせをリアルタ  
イムで確認できます。

# ごみの学習会(出前講座)を開催してみませんか？

## ～ 利 用 の ご 案 内 ～

町職員が皆様のお近くにお伺いして、ごみに関する学習会を開催します。  
ごみについて、普段から疑問に思っていることをこの機会に解決してみませんか？  
学習会開催の申込方法等は次のとおりです。どうぞ、お気軽にお申込みください。

### 1 申込方法について

・学習会開催希望日の1か月前までに「申込書」(裏面様式)を役場町民課へ提出願います。(郵送・FAX・メール可)

※「申込書」は八頭町ホームページからダウンロードすることもできます。

・申し込みができる方は、集落(自治会)、老人会、婦人会などの団体です。

・開催希望日程を2回分程度、「申込書」にご記入ください。

(※平日の夜や土日等も可能ですが、ご希望にそえない場合もあります。)

### 2 学習会の会場について

・集落公民館などお近くの会場にお伺いします。

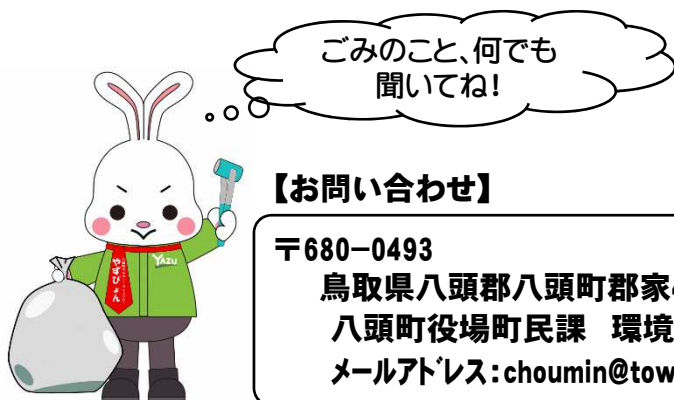
### 3 学習会の内容について

・ごみの分別方法やごみの減量など、ご希望の学習会内容を「申込書」に記入してください。

※全体の所要時間は20分～30分程度の予定ですが、ご希望の内容や所要時間などがありましたらご相談ください。

### 4 その他

・会場設営等のご協力をお願いします。(学習会は無料)



#### 【お問い合わせ】

〒680-0493

鳥取県八頭郡八頭町郡家493

八頭町役場町民課 環境衛生係 TEL:0858-76-0205 Fax:0858-73-0147

メールアドレス:choumin@town.yazu.tottori.jp

## 「ごみの学習会」申込書

八頭町役場町民課 環境衛生係 行  
 (FAX : 0858-73-0147)

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

|      | 開催希望日及び開催希望時間                          | 開催場所 |
|------|----------------------------------------|------|
| 第1希望 | 令和    年    月    日 (    )               |      |
|      | -----                                  |      |
|      | 午前・午後    時    分から<br>午前・午後    時    分まで |      |
| 第2希望 | 令和    年    月    日 (    )               |      |
|      | -----                                  |      |
|      | 午前・午後    時    分から<br>午前・午後    時    分まで |      |

○参加予定人数 \_\_\_\_\_ 人程度

○学習会の内容（学習会で特に取り上げてほしい内容があれば、ご記入ください。）

○質問等（事前にごみに関する質問等があれば、ご記入ください。）



# 八頭町集落ごみステーション等整備事業補助金について

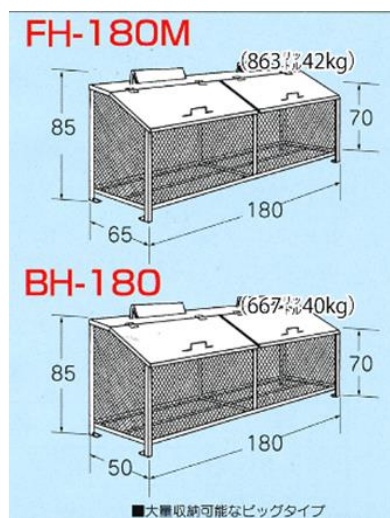
各集落ごみステーション施設の設置等の整備について、次のとおり支援しています。  
ご希望等があれば、事前に町民課までにご相談ください。

| 形状  |           | 具体例                       | 補助率                            | 補助限度額  |
|-----|-----------|---------------------------|--------------------------------|--------|
| 据置式 | 箱型        | ロッカー、コンテナ等                | 補助対象経費の<br>1/2 以内<br>(1 個あたり)  | 5 万円   |
| 構築式 | 物置型       | 収納庫(トランクルーム)、物<br>置等      | 補助対象経費の<br>8/10 以内<br>(1 個あたり) | 100 万円 |
|     | 一部<br>開放型 | 囲い(コンクリート製、ブロッ<br>ク製、木製等) |                                |        |

※補助金の額は、1,000 円未満切り捨てです。

| 形状  | 補助対象経費(消費税込)          |
|-----|-----------------------|
| 据置式 | 購入費、修繕費<br>※送料は、補助対象外 |
| 構築式 | 工事費、修繕費、用地購入費         |

## 【据置式】



高さ  
キャスター：864mm  
アンカー：804mm

## 【構築式】

### ○物置型



### ○一部開放型



# 集落ごみステーション用の 「ごみ散乱防止ネット」購入助成を行います！

集落ごみステーションにおいて、集積ごみの散乱を防止し環境美化を図るため、次のとおり、ネット購入の経費に対し、補助を行います。

※申請手続きについては、町民課までお問い合わせください。

## ごみ散乱防止ネット

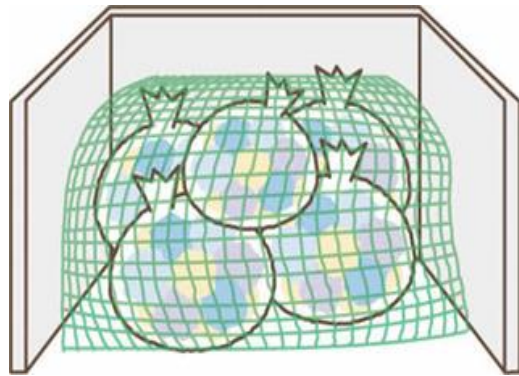
### ○補助金額

購入価格の1/2以内（上限3,000円）

### ○補助対象

ごみステーション1カ所につき1枚まで

（※過去に補助対象となったごみステーションは対象外とします。）



## 【お問い合わせ】

八頭町役場 町民課 電話：76-0205

## 民生委員・児童委員の概要

### <選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満(選任時)

### <民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手、その内容に応じて関係機関への「つなぎ役」になります。

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町は民生児童委員66名、主任児童委員3名が配置されています。

### 地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方を、行政に伝えて支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。
- ・避難行動要支援者台帳を活用し、災害に備えた地域の避難支援体制づくりに協力する。 など

### <民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会(民児協)に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

### <活動手当>

民生委員には、報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償(交通費等)として、県から年間60,200円、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

### <任期>

3年(現在:令和4年12月1日~令和7年11月30日まで)





八頭町民生委員・児童委員名簿

| 氏 名   | 担当集落名                     |
|-------|---------------------------|
| 勝原 章雄 | 姫路・明辺・落岩                  |
| 西尾 幸子 | 山志谷・麻生                    |
| 大野 裕二 | 福地・野町                     |
| 山下小枝子 | 覚王寺・東市場                   |
| 熊澤 淑子 | 市場                        |
| 衣笠 忠久 | 上津黒・下津黒                   |
| 西尾 和博 | 別府・篠波                     |
| 竹嶋 健一 | 延命寺・上大坪・下大坪               |
| 明治登茂恵 | 奥山上・口山上・上峰寺<br>下峰寺        |
| 田中 博明 | 山田・山路・花原                  |
| 岸本 慶子 | 井古・稲荷・若葉                  |
| 和泉藤吉郎 | 堀越・宝                      |
| 田村 和典 | 下坂・奥谷                     |
| 小谷 慶實 | 下門尾・門尾                    |
| 聲高 正人 | カーサこおげ<br>ドミールこおげ         |
| 市村 裕子 | 福本・賀茂町・さつきヶ丘<br>天王木・はなさき台 |
| 未定    | フローラル                     |
| 草刈 康明 | 宮谷・のぞみ・つつみヶ丘<br>ひかりヶ丘     |
| 高橋 耕作 | 郡家東区                      |
| 竹内 恵子 | 郡家中区・郡家北区                 |
| 横山 栄子 | 郡家西区 1～4 班                |
| 湯ノ口悦子 | 郡家西区 5～6 班                |
| 未定    | 南ヶ丘・あおば台                  |
| 未定    | すくも塚・さくら台                 |
| 未定    | 池田                        |
| 田嶋 敏子 | 久能寺・緑ヶ丘<br>ヒルズさくら坂        |
| 宮田 敬子 | 万代寺・上万代寺<br>石田百井          |
| 森木 雅彦 | 米岡・土師百井<br>土師百井二          |
| 未定    | 国中一区・国中二区                 |
| 平木 文子 | 大門・花                      |
| 岡村洋一郎 | 郡家殿・市谷                    |
| 平木 信一 | 西御門                       |

| 氏 名   | 担当集落名                    |
|-------|--------------------------|
| 岡田 峰男 | 大江                       |
| 林 幸伸  | 下野                       |
| 勝連 隆志 | 橋本                       |
| 岸田貴美子 | 塩上・水口                    |
| 石井 義則 | 船岡殿                      |
| 岡島 吉正 | 下町・丸山                    |
| 小嶋 昇  | 坂町上                      |
| 佐々木 豊 | 坂町下                      |
| 小嶋 宏  | 上町・下濃                    |
| 未定    | 坂田・薬師                    |
| 歳岡 誠司 | 破岩・新庄                    |
| 上田ひとみ | 福井・隼福                    |
| 西川 収  | 上野上・上野                   |
| 植田 幸秀 | 隼郡家・見槻中                  |
| 山根 政恵 | 見槻・西谷・志子部                |
| 西川 唯子 | 上日下部・下日下部                |
| 未定    | 安井宿・桜ヶ丘                  |
| 田中信一郎 | 小別府・新興寺                  |
| 稲中 豊昭 | 横田・茂田                    |
| 細田 利夫 | 才代二                      |
| 北本喜久江 | 才代一・才代団地・竹市              |
| 川村 忠幸 | 東一・東二                    |
| 高橋 淑子 | 三浦・佐崎・岩淵                 |
| 坂根 實豊 | 奥野・茂谷・清徳・三山口<br>鍛冶屋・小畑団地 |
| 加藤 正広 | 皆原                       |
| 田中伊知郎 | 下徳丸・上徳丸                  |
| 橋本 祐磨 | 下南・重枝                    |
| 宗元 英敏 | 中南・南団地                   |
| 竹内百合子 | 上南・島                     |
| 田中美佐子 | 北山                       |
| 森田 洋午 | 富枝・細見                    |
| 藪田美知男 | 志谷・中・稗谷                  |
| 七理 章子 | 日田                       |
| 未定    | 用呂                       |

主任児童委員名簿

| 氏 名   | 担当地域 |
|-------|------|
| 山邊 明美 | 郡家地域 |
| 西村 純子 | 船岡地域 |
| 加藤 邦雄 | 八東地域 |

令和6年2月1日現在(敬称略)

令和6年11月28日

区長（自治会長） 各 位

八頭町建設課長  
（公印省略）

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、今年も降雪期を迎え、本町としましては主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落の皆様に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪について、地区住民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

\*順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。  
また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご協力をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

\*作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となりますので、絶対にしないでください。  
除雪の支障となる場合、除雪できないこともありますので、ご承知願います。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

\*「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 除雪に関する問合せ<br>八頭町役場建設課<br>除雪係（TEL 76-0206） |
|-------------------------------------------|

# 空き家を貸しませんか？売りませんか？

売りたいけど、どこに  
相談すればいいの？



親から引き継いだ  
財産を有効活用したい



いつまでも空き家だと  
管理が大変だなあ



「八頭町空き家バンク」では、空き家を借りたい方・買いたい方を見つけるお手伝いをしています。近年、UIターン者等の利用希望者からの問い合わせが増える一方で、登録された空き家が少なくなっており、住居が不足しています。

空き家の利活用促進と、集落内の空き家所有者の方への働きかけに、ご理解ご協力をお願いします。

## 八頭町空き家バンク

所有者から提供された空き家情報を、  
利用希望者へ紹介する制度

### ■ 空き家バンク登録の流れ

#### ①申請

町へ申請書など必要書類を提出

#### ②確認・調査

町が物件の現地調査（写真撮影）

#### ③登録

町ホームページ等で情報発信

※空き家の管理は、所有者が行う必要があります。

### Q 家財が残っているけど・・・

撤去費用を補助します。（要件あり）  
借主/買主の同意の上、そのまま使っ  
てもらう事例もあります。

### Q 古いので修繕しないと住めないかも

修繕費用を補助します。（要件あり）  
借主/買主向けの補助制度もあります。  
※大規模な修繕が必要なものは登録をお断  
りする場合もあります。

### Q 広い家でも買い手が見つかる？

お店やシェアハウスとして利用され  
る事例もあります。

## 空き家バンクに関する窓口

八頭町 地域戦略室 空き家利活用担当

TEL：0858-76-0213

受付：月～金／午前8時30分～午後5時15分

E-Mail：yazu-akiya@town.yazu.tottori.jp

空き家の改修補助金についてもご案内します。  
まずはお気軽にお問い合わせください。

## 専門家による総合相談窓口

とっとり空き家利活用推進協議会

「とっとり暮らし住宅相談員」

TEL：090-4659-1908（東部地区担当）

受付：月～金／午前9時～午後4時30分

HP：https://akiya-rikatsuyou.org/

相続から管理のことまで空き家相談をワンストップ  
で受付！宅建協会、建築士会、司法書士会、土地家  
屋調査士会からなる総合相談窓口です。

八頭町 空き家バンク



とっとり空き家利活用



## 集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設等整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑧-3 八頭町危険木伐採等事業補助金
- ⑧-4 八頭町産材利用促進事業費補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金
- ⑭八頭町道路等愛護事業交付金

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。  
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承ください。  
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

|                 |                                                       |                            |         |         |         |        |
|-----------------|-------------------------------------------------------|----------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 補助金名            | 八頭町集落公民館等整備事業補助金                                      |                            |         |         |         |        |
| 補助事業概要          | 集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設(広場、遊具、倉庫等含む)を改修する経費に対し費用を補助するもの。 |                            |         |         |         |        |
| 補助金の額<br>(限度額等) | (千円未満の端数切捨て)                                          |                            |         |         |         |        |
|                 | 補助対象事業                                                | 補助対象事業費限度額                 | 補助率     |         |         |        |
|                 |                                                       |                            | 31世帯以上  | 21～30世帯 | 11～20世帯 | 10世帯以下 |
|                 | 建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)      | 60世帯以上の集落<br>2,400万円       | 10分の2.5 | 10分の3.5 | 10分の4   | 10分の5  |
|                 |                                                       | 30世帯以上59世帯以下の集落<br>2,200万円 |         |         |         |        |
|                 |                                                       | 29世帯以下の集落<br>2,000万円       |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修                                  | 300万円                      | 10分の4   | 10分の4   | 10分の5   | 10分の5  |
|                 | 建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築                 | 60世帯以上の集落<br>2,400万円       | 10分の2   | 10分の2.5 | 10分の3   | 10分の4  |
|                 |                                                       | 30世帯以上59世帯以下の集落<br>2,200万円 |         |         |         |        |
|                 |                                                       | 29世帯以下の集落<br>2,000万円       |         |         |         |        |
|                 | 建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築                        | 300万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の集落公民館等の改修                                  | 300万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修                   | 600万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修                       | 300万円                      |         |         |         |        |
|                 | 敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設                           | 250万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の広場等の改修                                     | 250万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕                              | 75万円                       |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新                                 | 250万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の倉庫等の修繕                                     | 75万円                       |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の有線放送設備の改修                                  | 400万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修                              | 400万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が10万円以上の水源確保設備の新設又は改修                              | 100万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続                          | 150万円                      |         |         |         |        |
|                 | 事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕                        | 10万円                       | 10分の5   |         |         |        |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。    |                            |         |         |         |        |

担当課:総務課(76-0201)

②

|                 |                                                                                    |                 |            |       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|-------|
| 補助金名            | 八頭町集落公民館等解体事業補助金                                                                   |                 |            |       |
| 補助事業概要          | 集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。                                                |                 |            |       |
| 補助金の額<br>(限度額等) | (千円未満の端数切捨て)                                                                       |                 |            |       |
|                 | 補助対象事業費                                                                            | 補助率             | 補助対象事業費限度額 |       |
|                 | 集落公民館等の解体、<br>撤去並びに整地に要す<br>る経費                                                    | 60世帯以上の集落       | 2.5/10     | 200万円 |
|                 |                                                                                    | 31世帯以上59世帯以下の集落 | 3/10       |       |
|                 |                                                                                    | 21世帯以上30世帯以下の集落 | 3.5/10     |       |
|                 |                                                                                    | 11世帯以上20世帯以下の集落 | 4/10       |       |
|                 |                                                                                    | 10世帯以下の集落       | 5/10       |       |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。<br>※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。 |                 |            |       |

担当課:総務課(76-0201)

③

|                 |                                                         |     |                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------|-----|-------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町防犯灯設置補助金                                             |     |                               |
| 補助事業概要          | 集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。                        |     |                               |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。      |     |                               |
|                 | ○ 新設の場合                                                 |     |                               |
|                 | 区分                                                      | 補助率 | 補助金額上限 備考                     |
|                 | 蛍光管                                                     | 1/2 | 10,000円/基                     |
|                 | LED                                                     | 1/2 | 20,000円/基                     |
|                 | ○ 蛍光管からLED灯への取替                                         |     |                               |
|                 | 区分                                                      | 補助率 | 補助金額上限 備考                     |
|                 | LED                                                     | -   | 10,000円/基 器具(本体・LED管等)一式交換の場合 |
|                 | ○ 移設の場合                                                 |     |                               |
|                 | 区分                                                      | 補助率 | 補助金額上限 備考                     |
|                 | 蛍光管・LED                                                 | 1/2 | 10,000円/基                     |
|                 | LED                                                     | 1/2 | 20,000円/基 蛍光管からLED灯に器具を更新する場合 |
|                 | ○ 修繕の場合                                                 |     |                               |
|                 | 区分                                                      | 補助率 | 補助金額上限 備考                     |
|                 | 蛍光管・LED                                                 | 1/2 | 5,000円/基 器具本体が対象(玉替えは補助対象外)   |
|                 | ○ 防犯灯柱                                                  |     |                               |
|                 | 区分                                                      | 種類  | 補助金額上限 備考                     |
|                 | 新設・修繕                                                   | -   | 30,000円/基                     |
|                 | 移設                                                      | -   | 10,000円/基 既設のポール等を使用          |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。 |     |                               |

担当課:総務課防災室(76-0203)



④

|                 |                                                                            |            |                                                                      |                            |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 補助金名            | 八頭町消防施設整備事業補助金                                                             |            |                                                                      |                            |
| 補助事業概要          | 消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。                                                  |            |                                                                      |                            |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。                         |            |                                                                      |                            |
|                 | 区分                                                                         | 施設名        | 補助率                                                                  | 備 考                        |
|                 | 新設                                                                         | 小型ポンプ一式    | 4/5以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10       | 補助対象事業費限度額250万円            |
|                 |                                                                            | 防火水槽       | 4/5以内                                                                |                            |
|                 |                                                                            | 消火栓        | 2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10       | 補助対象事業費限度額40万円             |
|                 |                                                                            | 小型ポンプ格納庫   | 31世帯以上 10分の2<br>21世帯～30世帯 10分の2.5<br>11世帯～20世帯 10分の3<br>10世帯以下 10分の4 | 補助対象事業費限度額250万円(基準額10万円以上) |
|                 |                                                                            | ホース乾燥設備    | 1/3以内                                                                | 補助対象事業費限度額40万円             |
|                 |                                                                            | サイレン       |                                                                      |                            |
|                 | 修繕                                                                         | 小型ポンプ(軽可搬) | 1/2以内                                                                | 補助対象事業費限度額30万円(基準額2万円以上)   |
|                 |                                                                            | 消火栓(移転含む)  | 2/3以内、但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10       | 補助対象事業費限度額40万円             |
|                 |                                                                            | 小型ポンプ格納庫   | 31世帯以上 10分の2<br>21世帯～30世帯 10分の2.5<br>11世帯～20世帯 10分の3<br>10世帯以下 10分の4 | 補助対象事業費限度額75万円(基準額10万円以上)  |
|                 |                                                                            | 防火水槽       | 9/10以内                                                               | 補助対象事業費限度額100万円            |
|                 |                                                                            | ホース乾燥設備    | 1/3以内                                                                | 補助対象事業費限度額40万円(基準額2万円以上)   |
|                 |                                                                            | サイレン       |                                                                      |                            |
|                 |                                                                            | 発電機        |                                                                      | (基準額2万円以上)                 |
|                 |                                                                            | 購入         | ホース、管鎗、吸管                                                            | 1/2以内                      |
|                 | ホース格納箱、水利表示                                                                |            |                                                                      |                            |
|                 | 異形媒体、スタンドパイプ                                                               |            |                                                                      |                            |
|                 | 簡易水槽                                                                       |            | 組み立て式で持ち運びが容易なもの                                                     |                            |
|                 | 発電機                                                                        |            | 補助対象事業費限度額15万円                                                       |                            |
|                 | 長机、パイプイス                                                                   |            |                                                                      |                            |
|                 | ホワイトボード                                                                    |            | 集落災害対策本部設置用                                                          |                            |
|                 | 車椅子、担架、リカー                                                                 |            | 避難用                                                                  |                            |
|                 | チェンソー                                                                      |            |                                                                      |                            |
|                 | ヘルメット、略帽・帽子                                                                |            |                                                                      |                            |
|                 | 法被・活動服                                                                     |            | 補助対象事業費限度額2万円(1着当たり)                                                 |                            |
|                 | AED・交換用パッド等                                                                |            | 31世帯以上 10分の5<br>21世帯～30世帯 10分の5.5<br>11世帯～20世帯 10分の6<br>10世帯以下 10分の7 |                            |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。<br>(修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。) |            |                                                                      |                            |

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑤

|                 |                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給                                                            |
| 補助事業概要          | 防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土又は砂を支給する。                                           |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20,000円以内の額。                                           |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。<br>※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。 |

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑥

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町農業用施設等整備費補助金                                 |
| 補助事業概要          | 農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理、流入土砂撤去などに係る経費の一部を助成する。    |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 対象経費の2/3以内(ただし、1事業当たり上限20万円)                    |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 |

担当課:産業観光課(76-0208)

⑦

|                 |                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町農林業用施設整備事業原材料支給                                                             |
| 補助事業概要          | 農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。<br>※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。                |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間20万円以内の額。                                                |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。<br>※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。 |

担当課:産業観光課(76-0208)

## ⑧-1

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金<br>(侵入防止柵整備事業)                                                                                                                                                                                                                      |
| 補助事業概要          | イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥テグス等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。                                                                                                                                          |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 【新規設置の場合】<br>1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内<br>2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3<br>※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。<br>上記2の場合は購入経費の1/3以内。<br>※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。<br>【雪害などによる修繕の場合】<br>・修繕に係る資材購入経費の1/2以内。<br>・事業費1万円以上が対象、補助金交付上限20万円。 |
| 摘要<br>(申請手続等)   | 事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。                                                                                                                                                                                                                             |

担当課:産業観光課(76-0208)

## ⑧-2

|                 |                                                                                                                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金<br>(鳥獣追払い用具購入事業)                                                                                                   |
| 補助事業概要          | ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、花火等の追払い用具の購入経費を補助するとともに、構成員の動物駆逐用煙火保安教育講習の受講経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。 |
| 補助金の額<br>(限度額等) | ・花火、爆竹、電動モデルガン等の購入経費の2/3<br>・動物駆逐用煙火保安教育講習受講経費<br>新規者 10/10 更新者 2/3                                                                       |
| 摘要<br>(申請手続等)   | 事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。                                                                                                            |

担当課:産業観光課(76-0208)

## ⑧-3

|                 |                                                                                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町危険木伐採等事業補助金                                                                                                                               |
| 補助事業概要          | 災害時に倒れることが予想される山林の危険木、倒木処理を業者等に委託する経費の助成をする。                                                                                                 |
| 補助金の額<br>(限度額等) | ①閉鎖により孤立集落となる道路に被害が想定される立木<br>補助率:定額<br>②公道、農業用施設又は住宅等に被害が想定される立木又は被害を与えた倒木<br>補助率:1/2(上限20万円、下限2.5万円)※木材等の売却額を控除<br>同一年度において同一の補助対象者につき1回限り |
| 摘要<br>(申請手続等)   | 事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。                                                                                                               |

担当課:産業観光課(76-0208)

## ⑧-4

|                 |                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町産材利用促進事業費補助金                                   |
| 補助事業概要          | 八頭町内の森林で伐採された木材を利用した木造住宅の建設、改修に要する経費の一部を助成する。     |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 町産材使用量(0.1m <sup>3</sup> )に2.5万円を乗じて得た額以下(上限50万円) |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。                    |

担当課:産業観光課(76-0208)

⑨

|                 |                                                                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町土木事業原材料支給                                                                              |
| 補助事業概要          | 町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。<br>※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。 |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。                                                           |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。<br>※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。                 |

担当課:建設課(76-0206)

⑩

|                 |                                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町資源ごみ回収報奨金                                                                                                                       |
| 補助事業概要          | 自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。                                                                 |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 古紙類 1kgあたり 6円<br>金属類 1kgあたり 4円<br>ビン類 1本あたり 4円                                                                                     |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。<br>資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。<br>(申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。) |

担当課:町民課(76-0205)

11

|                 |                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 除雪機購入補助                                                                                                                |
| 補助事業概要          | 集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。<br>負担額は事業費のおおむね5分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。<br>※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/2の補助を行います。     |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 令和6年実績<br>12.9PS相当除雪機(除雪幅0.9m程度)<br>参考価格 1,155千円(地元負担額 231,000円)<br>11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度)<br>参考価格 750千円(地元負担額 150,000円) |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。<br>※12月までに納品するためには、遅くとも1月中旬に配備要望が必要です。                                                     |

担当課:建設課(76-0206)

12

|                 |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金名            | 八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金                                                                                                                                                                                             |
| 補助事業概要          | 支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをおし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実を図る。                        |
| 補助金の額<br>(限度額等) | ①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(10集落)<br>②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。<br>負担割合(町1/2、社協1/2)                                                                                        |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 申し込み先:八頭町社会福祉協議会(申し込み年度の1月中旬まで)<br><br>補助対象経費:<br>報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費)<br>需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など)<br>※住民の方々の飲食経費は対象外<br>役務費(避難訓練のための傷害保険など)<br>使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など)<br>備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材) |

※上記①事業実施済集落は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉、万代寺、池田、三山口、才代一、郡家東区、下日下部、山路、岩淵、下徳丸の33集落です。

※上記②事業実施済集落は、「北山」、「福本」、「岩淵」の3集落です。

担当課:福祉課(72-3586)

⑬

|                 |                                                                                                   |     |            |     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|-----|
| 補助金名            | 八頭町カーブミラー設置等補助金                                                                                   |     |            |     |
| 補助事業概要          | カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。                                                                          |     |            |     |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 区 分                                                                                               | 補助率 | 補助金額(上限)   | 備 考 |
|                 | 新設・修繕                                                                                             | 1/2 | 110,000円/基 |     |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。 |     |            |     |

担当課:総務課防災室(76-0203)

⑭

|                 |                                                                                       |  |  |  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 補助金名            | 八頭町道路等愛護事業交付金                                                                         |  |  |  |
| 補助事業概要          | 土木施設の愛護を行う団体に対し、必要な支援を行う。<br>交付対象事業は、集落間を結ぶ主要な町道(集落内道路を除く)の清掃、除草又は植栽管理、河川の清掃、除草又は植栽管理 |  |  |  |
| 補助金の額<br>(限度額等) | 草刈り等が必要な面積1平方メートル当たり 20円<br>※ただし、1団体につき年間6万円を限度とします。                                  |  |  |  |
| 摘 要<br>(申請手続等)  | 事業の実施につきましては、事前に建設課に協議をお願いします。                                                        |  |  |  |

担当課:建設課(76-0206)



町立図書館を利用しづらい方や地域を対象に、図書を車に積み定期的に巡回を行っています。

絵本、児童書、専門書、雑誌、小説など約1,300冊の本を積載しています。

読みたい本がない場合は、予約していただければ次の巡回日にお持ちします。お気軽にお立ち寄りください。

※大雪、大雨、暴風などの警報が発令されたときは運休します。



## 巡回予定表

| 郡 家 地 域        |             |           |             |           |
|----------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 国中・大御門コース（火曜日） |             |           | 私都コース（金曜日）  |           |
| 巡回日            | 10月         | 8日、22日    | 10月         | 11日、25日   |
|                | 11月         | 5日、19日    | 11月         | 8日、22日    |
|                | 12月         | 3日、17日    | 12月         | 6日、20日    |
|                | 1月          | 7日、21日    | 1月          | 10日、24日   |
|                | 2月          | 4日、25日    | 2月          | 7日、21日    |
|                | 3月          | 11日、25日   | 3月          | 7日、21日    |
| 巡回時間           | 13:35～13:50 | 池田集落      | 13:20～13:35 | 山田公民館     |
|                | 13:55～14:10 | 米岡集会所     | 13:40～13:55 | 上峰寺集会所    |
|                | 14:15～14:30 | 河原駅前      | 14:20～14:35 | 野町公民館     |
|                | 14:40～14:55 | 西御門山ノ手集会所 | 14:40～14:55 | 市場集落      |
|                |             |           | 15:00～15:15 | 延命寺公民館    |
|                |             |           | 15:20～15:35 | 下私都改善センター |

| 船 岡 地 域    |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 船岡コース（火曜日） |             |            |
| 巡回日        | 10月         | 1日、15日、29日 |
|            | 11月         | 12日、26日    |
|            | 12月         | 10日、24日    |
|            | 1月          | 14日、28日    |
|            | 2月          | 18日        |
|            | 3月          | 4日、18日     |
| 巡回時間       | 13:00～13:15 | 隼Lab.      |
|            | 13:25～13:40 | 西谷生活改善センター |
|            | 14:15～14:30 | 水口でこの館     |

| 八 東 地 域    |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 八東コース（金曜日） |             |            |
| 巡回日        | 10月         | 4日、18日     |
|            | 11月         | 1日、15日、29日 |
|            | 12月         | 13日、27日    |
|            | 1月          | 17日、31日    |
|            | 2月          | 14日、28日    |
|            | 3月          | 14日、28日    |
| 巡回時間       | 13:40～13:55 | 皆原農村婦人の家   |
|            | 14:00～14:15 | 尾崎医院駐車場    |
|            | 14:25～14:40 | 安部地区福祉施設   |
|            | 14:45～15:00 | 新興寺集落      |

## 利用者さんの声

## 移動図書館をよく利用するというKさんにお話を伺いました！

## 移動図書館を利用してみてどうですか

移動図書館は、図書館に行かなくても本を借りることができるので、とてもありがたく利用させてもらっています。返すのが面倒くさいなと思って移動図書館が来るとその時に返せるので便利です。

読みたい本があったら事前に予約しておくのと持ってきてくれるし、町の図書館にある本だけでなく、県立図書館の本なども頼めば持ってきてくれます。以前、境港市の図書館から本を取り寄せたこともありました。

## おすすめ図書は

以前は絵本や児童書を頼んでよく読んでいました。ズッコケ三人組のシリーズなど、大人が読んでとてもおもしろいです。また、

今はまっているのは警察ものです。作家の今野 敏さんなど、どうやったらこんなにもおもしろい作品が書けるのかなと思っています。

## これから利用される人にむけてメッセージを

まずは移動図書館に行ってみることをお勧めします。図書館司書さんが親切にいろいろと教えてくれるので「こんな本が読みたい」「こんな本がないか」など、いろいろ尋ねてみたいと思います。雑誌もありますし、本に興味のない方もぜひ一度いってみてください！

毎回、移動図書館が来るのを心待ちにしているというKさん。

みなさんもぜひ移動図書館を利用し、読書の秋を楽しみませんか。





**相 談 無 料**

困っていること、  
お気軽にご相談ください。

みなさんの  
自立した暮らしを  
サポートします。

**秘 密 厳 守**

ご家族や周りの方からの  
相談も受け付けています。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

こころ

ひきこもりに  
なっていました



生活

家庭の事など  
不安がいつぱい



仕事

なかなか仕事  
が見つからない



お金

借金の  
返済が大変



健康

病気になる  
てしまった



暮らしの中での不安や困りごとを抱えて  
周りに頼れる人がいない… など

**相談支援員と一緒に解決しましょう!**







## ひとりで悩まないで まずはご相談ください

失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題が複合的に絡み合っていることも多くあります。

しかし、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

それらの生活上の悩みを抱える方々を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった「八頭町福祉相談支援センター『ほっと』」ができました。相談内容に応じて、専門機関と協力し継続的に支援をしていきます。

### 例えば…



- 生活の困りごとをどこに相談したらよいかわからない。
- 収入が減り、家賃の支払いに困っている。
- 借金があり、生活の見通しが立たない。
- 電気、ガス、水道などの料金が払えず、止められてしまった。
- 働きたいが自分に合った仕事が見つからない。
- ひきこもりが長く、この先不安。 など

## 相談の流れ ～専任の相談員がお受けします～

### 〈相談支援員〉

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

秘密は  
守ります



#### 受け止めます

- ◆ お悩みを伺います。
- ◆ 生活状況の確認をします。

#### 整理します

- ◆ 困っていることや問題を整理します。
- ◆ 改善計画を一緒に考えます。

#### 支援します

- ◆ 関係する制度や窓口をご紹介します。
- ◆ 関係機関へ同行します。

### 相談 できる方

生活保護を受給していない方で、経済的な問題や家庭の問題などさまざまな生活の困りごとを抱えておられる方、誰に相談してよいのかわからない方など、どなたでも相談できます。相談は無料です。

### 八頭町福祉相談「ほっと」 支援センター

TEL 0858-71-0100

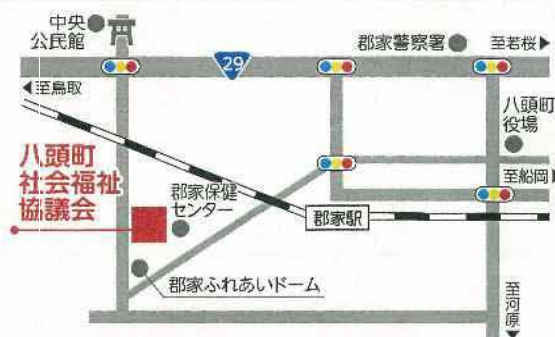
E-mail: soudan@yazu-syakyo.or.jp

住 所／〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254-1

八頭町社会福祉協議会内

相談時間／8時30分～17時30分

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）





八頭町福祉相談支援センター「ほっと」では

# 家計改善支援事業

を行っています。

このようなことで  
悩んでいませんか…？



ひとりで悩まないで  
まずはご相談ください。

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、相談者と  
ともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向け  
た支援を行います。



秘密  
厳守

相談  
無料

## 家計改善支援事業とは…？

家計のやりくりがうまくいかない、借金があるなどの課題を抱える方に対し、**家計の再建に向けたきめ細やかな相談や債務整理に関する支援**を行います。

家計が苦しくなっている要因は、病気・ローンの支払い・生活費・子育て・子どものひきこもり・仕事探しがうまくいかない…など、さまざまです。それぞれの状況に合わせて家計の改善を図ることで、「収入は増えていないが、経済的にゆとりが生まれてきている」、「子どもの進学時の出費が心配だったが、借入れが少額で済むことと返済計画の見通しができ安心した」といった状況へ変わることもあります。

### これからやってくる将来のリスクを乗り越えるため、 家計の「見える化」を行い、 家計改善に取り組んでみませんか？

家計相談で関わらせていただく支援員は、社会福祉に関する知識・経験をもっており、「家計」や「お金」のことなど、一人一人の悩みに応じた解決策を考え、家計立直しのお手伝いをします。

#### 対象者

- 八頭町在住の方で家計に関する悩みのある方  
(生活保護を受給している方は対象外です)

#### 相談方法

- 窓口又はお電話で家計改善相談申込をお願いします  
(相談の日程調整をします)

#### 留意事項

- 各支援機関と連携を図るため、相談者の同意を得て情報共有を行います
- 収支状況のわかる書類(領収書等)と一緒に確認させていただくことがあります



半年から1年間の期間で、月1回程度継続的に家計見直しをお手伝いし、家計管理を相談者自身ができることを目標に支援していきます。



みなさんの自立した  
暮らしをサポートします。

八頭町福祉相談支援センター

ほっと

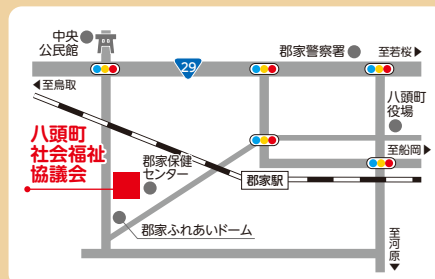
#### 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 254-1  
八頭町社会福祉協議会内

TEL 0858-71-0100

E-mail soudan@yazu-syakyo.or.jp

相談時間 8:30～17:30  
月曜～金曜(祝日・年末年始除く)







## 営業時間

午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)  
(3月下旬～11月30日の間、土・日・祝日は午後7時まで)

## 定休日

毎週火曜日及び・年末年始(12/29～1/3)  
※火曜日が祝日の場合は営業します。(その場合、水曜日は休業します)

## 入浴料

八頭町内在住者  
・300円[回数券 3,000円(11回分)]  
八頭町外の方  
・400円[回数券 4,000円(11回分)]  
小学生、身障者等(町内外とも)  
・200円[回数券 2,000円(11回分)]

※毎月26日は「風呂の日」  
入浴料100円引き(現金利用のみ)

※タオルの備え付けはしておりません。  
持ち込みもしくは受付カウンターにてご購入ください。

八頭町内で10名以上の団体に限り、  
無料で送迎を致します。

四季を楽しみながら  
ゆっくりじっくり温まる  
身体にいいお湯です。

# 鍛冶屋温泉

〒680-0532 鳥取県八頭郡八頭町東593-1  
(八東地域福祉センター内)  
<https://www.yazu-syakyo.or.jp>



- お車で越しの方…鳥取道「河原IC」より国道29号線若桜方面へ車で20分
- 公共交通機関で越しの方…若桜鉄道「徳丸駅」より徒歩15分

お問合せ先

八頭町社会福祉協議会 八東支所

〒680-0532 鳥取県八頭郡八頭町東593-1  
TEL.0858(84)2210 FAX.0858(84)2227

緑豊かな山間にある

# 鍛冶屋温泉

久遠の湯





## 無料の休憩室あります



休憩室

温泉をご利用の方であればどなたでも無料で休憩できます。

マッサージ器を設置しています。(無料)



マッサージ



大和室

団体の方が使用できます。  
(要予約)使用料金がかかる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

### 入浴上の注意

- (1)高度の動脈硬化症、高血圧、心臓病の方は、原則として高温浴(42℃以上)に入らないでください。
- (2)熱い温泉に急に入ると、めまい等を起こすことがあるので、十分注意してください。
- (3)食事の直前、直後及び飲酒しての入浴は避けてください。
- (4)入浴中は安静にし、入浴後は一定時間の休息をとってください。

### 禁忌症

急性疾患、呼吸不全、高度の貧血 等

### 効能

神経痛・筋肉痛・五十肩・運動麻痺・関節のこわばり・打ち身・くじき・慢性消化器病・痔疾・冷え性・病後回復期・疲労回復・健康増進・動脈硬化症・切り傷・火傷・慢性皮膚病 等

身も心も温まる湯とりの時間  
大自然を満喫 日頃の疲れを癒してくれます

### 源泉名

鍛冶屋温泉

### 泉質

ナトリウムイオン  
硫酸イオン  
炭酸水素イオン

### 泉温

25.2℃(源泉)